

水道料金及び下水道使用料改定表

1. 水道料金（1か月・税込・メーター使用料別）

一般

現 行		
基本水量	基本料金	超過料金 (1m3)
10m3	1,650円	209円

一人暮らし老人（一人暮らしで65歳以上）⇒ 一般に移行

現 行		
基本水量	基本料金	超過料金 (1m3)
4m3	528円	10m3まで 187円
		10m3超 209円



改 定			
新区分	基本水量	基本料金	超過料金 (1m3)
一般	7m3	1,375円	220円

2. 下水道使用料（1か月・税込）

一般家庭

現 行	
世帯割（基本料金）	世帯人員割
1世帯2,750円	世帯員2人目より1人440円 (3歳以下免除)

高齢者家庭（世帯員すべてが70歳以上）⇒ 一般に移行

現 行	
世帯割（基本料金）	世帯人員割
1世帯2,200円	世帯員2人目より1人440円 (3歳以下免除)

店舗を有し、営業を行うもの⇒ 一般に移行

業種	現 行	
	基本使用料	人数割
旅館その他宿泊施設等	3,300円	処理対象人員1人440円
飲食業・鮮魚小売業・仕出業・食肉小売業・製パン業	3,300円	処理対象人員1人440円
理容業・美容業	3,300円	処理対象人員1人440円
病院・診療所	3,300円	処理対象人員1人440円
クリーニング業	3,300円	処理対象人員1人440円
豆腐製造業	3,300円	処理対象人員1人440円
その他	3,300円	処理対象人員1人440円



改 定			
新区分	基本水量	基本使用料	超過使用料 (1m3)
一般	7m3	2,970円	100円